

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 97：外国人の条件付き入国禁止解除（4月30日発表））

【ポイント】

●4月30日、フィリピン政府は、禁止していた外国人等のフィリピン入国を条件付きで解除することを発表しました。

【本文】

1 4月30日、フィリピン政府は、禁止していた外国人等のフィリピン入国を、以下の条件のもと許可することを発表しました。

(1) 入国時に有効なビザを持つ外国人、または共和国法第 6768 号に基づく、バリックバヤン・プログラムまたはバリクバヤン・プログラムを制定する法律に基づいて与えられた資格を有している外国人。

(2) 認定された検疫ホテル/施設で少なくとも 7 泊分の事前予約を行うこと。

(3) 到着日から 6 日目に検疫ホテル/施設での PCR 検査を受けること。

(4) 入国日の入国客最大受入人数にも左右される。

(5) 4月27日に発行された IATF 決議第 112 号によって課された旅行制限（インドからの渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内にインドへの渡航歴のある者）は引き続きフィリピン入国を禁止する。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

・ IATF 決議第 113 号（外国人の入国禁止解除等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/04apr/20210429-IATF-Resolution-113-RRD.pdf>

・ 大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス(PCOO)（4月30日大統領報道官ニュースリリース）

<https://pcoo.gov.ph/OPS-content/iatf-resolution-no-113/>

・ 共和国法第 6768 号

https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1989/ra_6768_1989.html

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html